

整備促進路線の判別方法

お住まいの土地に接する道路が整備促進路線かどうかは、横浜市のホームページにある『i-マッピー』で確認できます。

1 横浜市行政地図情報提供システムのサイトへ

横浜市行政地図情報提供システム

検索

<http://wwwm.city.yokohama.lg.jp/>

2 「i-マッピー」を選択



3 対象の場所を検索

クリック!



整備促進路線以外の場合

- 整備促進路線以外の2項道路でも、狭あい協議の申請ができる場合があります。
- 年度予算の範囲内の協議受付となります。

適用除外の例

- 都市計画法第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
- 土地区画整理法第4条第1項の認可を受けて土地区画整理事業を実施する場合

申請地が角地の場合

すみ切用地と後退用地について横浜市と買取りの協議を行える場合があります。詳しくは別紙『その角地、横浜市と買取り協議しませんか』をご覧ください。

事業の内容に関して詳しくは建築防災課窓口までご相談ください

道を広げて 住みよい町に!

快適で安全なまちのためにできること



道が狭いと…

災害時に道がふさがる！

人と車のすれ違いが難しい

狭い道路とは？

狭い道路とは、幅員が4m未満の狭い道路です。このような道路は緊急時・災害時だけでなく、日常生活にも支障をきたします。

建築基準法では建築物は幅員4m以上の道路に接している必要があると規定されており、幅員4m未満の建築基準法第42条第2項^{*}に規定する道路（以下「2項道路」）沿いの敷地で建替えや改築などを行う際は、原則として道路の中心から2mを道路とみなして後退する必要があります。

*建築基準法第42条第2項…建築基準法の施行（昭和25年）以前から建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道を道路とみなす（2項道路）、道路の中心から水平距離2mの線を道路境界線としています。

横浜市での取り組み

横浜市では特に拡幅が必要な道路を「整備促進路線」に指定しています。整備促進路線に接する敷地では、後退整備について市と協議し、整備費用の一部に助成等を行なう「狭い道路拡幅整備事業」を取り組んでいます。

2項道路のうち、整備促進路線に指定されている道路に接する敷地で建築行為などを行う際は、**横浜市との協議（以下「狭い協議」）が義務付けられています。**確認申請等を行う30日以上前に狭い協議の申請を行ってください。

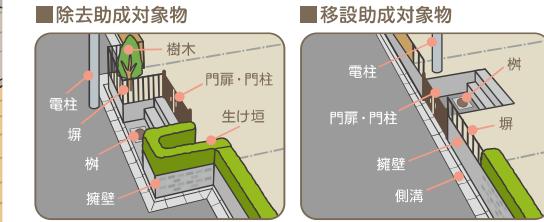
【事前の狭い協議が義務付けられている手続き】

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項に規定する許可の申請
- 建築基準法第44条第1項第2号又は第4号に規定する許可の申請
- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号に規定する認定の申請
- 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第4条の3第5項第1号に規定する許可の申請
- 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）第14条に規定する許可の申請



狭い道路拡幅整備事業の内容

- ① 道路の中心から2mの範囲にある支障物の除去や移設費用の助成を行っています。



- ② 補装費用の助成や市による補装工事を行っています。

市の補装整備により後退用地を道路状（単断面）にすることができます。また、申請者自身で道路状（単断面）に補装したり、複断面状に補装する場合も、費用の助成が受けられます。

複断面



単断面



*市による補装工事の時期は他の申請物件の混雑状況や本市の財政状況によりご希望に添えない場合があります。

3 禁止事項

助成を受けて拡幅整備を行った場所では、後退用地に支障物を設置することや、後退用地の形を変えることが禁止となります。



【協議対象】

- 整備促進路線に接する土地
- 整備促進路線以外の2項道路で、境界が確定していて、その境界が現況の位置と一致している公道に接する土地
- 整備促進路線以外の狭い道路で、整備促進路線と一緒に整備する土地

※補助金については別紙「補助金一覧表」をご覧ください。